

令和7年度大阪府「健活 10」広報事業企画運営業務 仕様書

1 業務の名称

令和7年度大阪府「健活 10」広報事業企画運営業務

2 業務の目的

大阪府では、「第4次大阪府健康増進計画」に基づき、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を基本目標に、生活習慣病の発症予防及び早期発見・重症化予防の観点から、様々な取組みを進めているところ。とりわけ、府民の健康づくりの推進にあたっては、生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向け、府民に取り組んでいただきたい10の健康づくり活動『健活10<ケンカツテン>』を軸に、様々な啓発を展開している。

さらに、「いのち」と「健康」をテーマとする「2025 年大阪・関西万博」の開催を契機に、万博と連動したプロモーションとして、幅広い世代が歌って踊れる「健活 10 ソング・ダンス」や、万博らしさを意識した「おおさか EXPO ヘルシーメニュー」を制作し、これらの普及を通じて、「健活10」の認知度向上・健康づくりの気運醸成をめざしている。万博閉幕後は、健康気運の高まりを途絶えさせることなく、「健活10」のより一層の普及・定着に加え、府民一人ひとりの健康につながる行動変容を促す取組みにつなげていく。

本事業では、人々にとって身近なツールである SNS を活用し、健康づくりの情報発信を行うとともに、府民の主体的な健康づくりを促進することにより、「健康寿命の延伸」につなげることをめざす。

「健活 10」>><https://kenkatsu10.jp/>

※これまでの健活 10 の取組み等については、上記ホームページでご確認いただけます。

「健活 10 の認知度等」>>

【大阪府政策マーケティング・リサーチ 2024 「健康意識」に関するアンケート】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/kikaku/mr/oqnet2024.html#kenkouishiki>

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月 31 日(火)まで

4 委託金額(上限額)

金 10,175 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

・委託金額には、本業務の内容の実施にかかる一切の経費を含む。

・受注者から提出された業務完了報告書を発注者で受理後、受注者の請求に基づき支払う。

5 業務の内容

本業務では、府民の健康寿命延伸に向けて、「健活10」の PR 及び府民の主体的な健康づくりの促進を目的に、SNS の活用を前提に、次の(1)～(7)について、企画、提案及び実施することとする。受注者は独自性を発揮した提案を行う等、事業者としての知識・経験等を取り入れ、業務の遂行にあたること。

また、提案内容については、契約締結後に発注者と協議のうえ、決定していく。

◆ 主なターゲット層

以下のターゲットの興味・関心を喚起する事業を実施すること。また、特に健康づくりへの関心が低い人に、効果的に PR すること。

- ・10 歳代～20 歳代等の若年層の男女
- ・大阪府内在住 又は 大阪府内勤務者

◆ 想定している SNS 媒体

- ・YouTube、X、TikTok、Instagram 等

(1) SNS を活用した発信方策の企画・運営

有名インフルエンサーの発信を核とした「健康気運の醸成」と「健康への行動変容」を図る SNS 上の PR を実施すること。

①配信スケジュール(想定)

(第1回)契約締結後(7月頃)から9月の間:健活 10「その1 ヘルスリテラシー、その3 運動」に関する発信

※「健活10ソング・ダンス」を絡めた内容にすること。

<https://kenkatsu10.jp/expo2025/>

(第2回)令和7年9月から12月の間:健活 10「その2 食と栄養」に関する発信

※「おおさか EXPO ヘルシーメニュー」を絡めた内容にすること。

<https://kenkatsu10.jp/expo2025/>

(第3回)令和8年1月から3月の間:「健活10」のうち、上記3項目以外の項目を1つ以上設定

②提案を求める事項

(ア)発信内容の企画

- 効果的で魅力的な発信内容を提案すること。
具体的に、使用する SNS ツールや動画のイメージ、スケジュール等をわかりやすく提案すること。なお、提案段階で動画の提出を求めるわけではなく、具体的な制作調整は、契約締結後に行うものとする。
- 動画の投稿については、予算の範囲内において、最も効果的に PR ができるインフルエンサー数、投稿数、動画尺等を検討し、提案すること。

- 実現可能性は留意しつつも、創意工夫により斬新でインパクトのある提案を求める。

(イ) インフルエンサーの起用

- 情報発信力が高く、大阪・関西にゆかりのあるインフルエンサーを提案すること。
- 日頃から投稿頻度が高く、エンゲージメント率の高いインフルエンサーを提案すること。
- なお、提案時は出演交渉を予定しているインフルエンサーの氏名、フォロワー数及びフォロワー属性等を明示し、事業のイメージをわかりやすく提案すること。複数名提示しても構わない。
- インフルエンサーが制作した動画やインフルエンサー自身が映り込んだ動画等の発注者の使用期限については、原則無期限とする。
ただし、インフルエンサーの出演契約等の都合により、期限を定める必要がある場合は、使用期限は令和 8 年 3 月 31 日までを最低基準とし、契約期間内においては、必ず発注者は使用できるものとする。
- 上記の期限の有無にかかわらず、当該動画の映像の一部を本施策における活動実績、又は記録を目的として使用する場合に限り、発注者は無期限で使用できるものとする。
- 受注者は、インフルエンサーが制作した動画の使用範囲および使用期間を提案時に明記するものとする。

(ウ) 動画等の制作・発信

- 府民が健康づくりに取り組みたくなるような動画の制作を検討・提案すること。
- 動画は、SNS 上での発信を中心に想定し、視聴回数を高める効果的な内容で提案すること。なお、インフルエンサー自身が動画の制作を行うことも可とする。
- 本業務により制作した動画については、インフルエンサー自身による発信(インフルエンサーが自身のアカウント等に掲載等)に加え、契約期間内においては、発注者のホームページ、SNS、健活10ポータルサイト等での発信も予定している(インフルエンサー自身が出演している場合も含む)。
- これらの条件をふまえ、効果的で魅力的な動画等の制作・発信内容を提案すること。
なお、具体的な発信方法については、契約締結後に発注者と協議のうえ、決定していく。

③留意事項

- 映像に、一般の周囲の人物等が登場する場合は、受注者の責任において出演の承諾を得ること。
- 発注者の信用を損なうような不適切な投稿等を行わないこと。
- 発注者と受注者との協議内容について、本事業で選定したインフルエンサーとの各種調整が生じた場合には、受注者があたること。
- 受注者は、動画の演出、素材制作、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権対応等、動画制作から配信に係る必要な一切の調整及び許認可等の手続きを行うこと。

(2)「健活10」を周知・PR する WEB イベントの企画・実施

府民を対象に「健活10」の取組みを周知する参加型の WEB 上でのイベント(ハッシュタグキャンペーン等)を企画・実施し、多くの若者に対し「健活10」の認知拡大・興味関心喚起につなげるとともに、府民を巻き込んだ企画を検討すること。

①キャンペーン内容の企画・提案

キャンペーン内容の提案及びスケジュール調整を行うこと。キャンペーンは、(1)に記載の配信スケジュールの期間内で、効果的に企画すること。キャンペーンの回数は、より PR 効果の高いやり方を検討することとし、たとえば複数回のキャンペーンを実施することも構わない。

②提案を求める事項

- キャンペーンのイメージやスケジュール等をわかりやすく提案すること。
- キャンペーンを展開(予定)する SNS 媒体を挙げること。

③留意事項

- イベントは、あくまでも WEB 上でのキャンペーン等を想定しており、リアル開催(イベント会場での催し等)は実施しなくてもよいものとする。

(3)アカウントの監視・運用

- アカウントの開設及び運用(本事業に関する PR に限定)については、原則、受注者が行うこと。
ただし、発注者所有の既存アカウント(X、Instagram、YouTube、TikTok)の方が、PRが効率的な場合は、発注者所有アカウントの活用を可とする。ただし、その場合においても運用(本事業に関する PR に限定)は、原則、受注者が行うこと。
- 受注者は、悪質なコメント等についての対応や、契約期間終了後等のアカウントの閉鎖についての対策を講じること。

«発注者が所有する SNS アカウント»

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/kenkatsu10/index.html>

①提案を求める事項

- アカウントの開設及び運用スケジュール
- アカウントの監視に関する具体的な手法等

(4)事業の運営目標・効果測定・実績報告

本業務における運営目標・目標達成手法を企画提案時に明示すること。なお、最終的な運営目標は発注者と協議のうえ決定し、達成に向けた施策を講じること。

(ア)運営目標

- 最適かつ実現可能な目標設定を検討すること。ただし、本事業全体を通し、30 万回以上の動画視聴数をめざすこと。また、動画視聴回数に加え、クリック数(率)、シェア数、いいね数、コメント数等、閲覧者の反応の分析に有効かつ計測可能な指標を提示すること。
- 目標達成に向け、創意工夫すること。

(イ)効果測定

- 配信した動画ごとに、運営目標に対する効果を検証・分析すること。
その際、ターゲット層へのアプローチについて、取組みの効果を検証し、その結果報告及び課題の可視化を行い、発展性を持った分析を行うこと。
- 検証結果の報告は、各配信スケジュール(第1回～3回)終了後、1か月程度で行うこと。それ以外でも、発注者の求めがあった場合は、随時、メールや電話等で報告を行うこと。

(ウ)その他

- 運営目標や効果測定については、契約締結後に改めて、発注者と受注者の協議により、具体的に決定するものとする。ただし、提案時には、(ア)に記載の目標を上回ることを想定した上で、積極的な PR 内容の提示を求める。
- 目標達成に向け、適宜 WEB 広告を含めた各種メディア活用を提案することは問題ない。

(5)成果物

受注者は、事業終了後、事業完了報告書(2部)を発注者に提出すること。(詳細は、契約締結後に別途協議する。)

(6)事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- 本業務を実施していく上で、十分な運営体制を整備すること。
- 契約期間全体を通じて、事業実施のスケジュールを想定し、その運営について十分な体制を継続的に維持すること。

(7)その他

- 受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告するとともに、事業計画書(事業スケジュール)を発注者へ提出すること。
- 受注者は、契約締結後、発注者と受注者により打ち合わせ等を実施した場合、打合等記録簿を作成すること(様式自由)。
- 業務を実施するにあたり、書類の保存については、受注者において全ての証拠書類を整

備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

- 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容(経費も含む)をすべて認めるものではない。契約締結及び事業実施にあたっては、受注者は必ず発注者と協議を行いながら進めること。
- 受注者は、見積の詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。

6 事業全体に係る留意事項等

- 受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- 本業務において制作する動画の校正については、原則2回(動画の初稿以降の回数)とする。ただし、重要な修正がある場合は、発注者が完了と判断するまで校正を行うこと。また、WEB イベントについては、発注者が完了と判断するまで校正を行うこと。
- 本事業に要する費用すべて(情報発信に要する費用含む)は、すべて受注者負担とする。
- 提案事業の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととする。最終決定に際して、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できる。
- 本事業の受注者(受注者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。)は、著作者人格権(実演家人格権を含む)に基づく権利を行使しないことを表明し、疑義が生じた場合は、都度、発注者及び受注者が協議し定めるものとする。
- 出演者等の確保は原則受注者が行うものとする。
- 本業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。なお、本事業終了後の使用についても使用料等が生じないものとする。
- 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は、発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。
- 受注者は、事業の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- 受注者は、不測の事態により事業を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- 受注者は、事業の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- 受注者は、本事業を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- 発注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、受注者に対し、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告を求める場合がある。

また、受注者の責めによる遅延・不履行等が確認された場合、契約期間中であったとしても、解除や契約金額の減額等の協議を実施する。

- 発注者が、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めた場合、受注者はそれに協力すること。
- 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。

以上